

出水期の施工については、仮締切設置基準（案）の目的を尊重し、原則実施しないこととし、非出水期の仮締切・断面確保等の判断は、

開削後の断面が設計対象水位（流量）に対して必要な断面が残存するか否かの判断とすることとした。

（略）は廃止する。
記

河川区域及びその周辺で行われる直轄河川工事において、工事施工箇所周辺を含めて適切な防災措置を講じることにより、出水期間中においても施工を可能とする工種等は以下の通りとする。

三三 直轄河川における出水期間中の工事施工の取扱いについて

（平成三十年四月二日 事務連絡
北海道開発局河川技術対策官、各地方整備局河川
工事課長あて 治水課技術調整官）

1-1 作業員、仮設物・資機材等の退避及び流出防止による適切な防災措置を講じることにより治水上の安全が確保される工種等（別紙1）で、受注者から防災措置（作業員、仮設物・資機材等の退避方法や流出防止対策、降雨や河川水位等に関する情報の収集・伝達方法等）が記載された施工計画書が提出されているもの。

1-2 上記に加え、部分施工等に関する条件を付することにより、堤防の安全性が確保可能な工種等（別紙2）で、受注者から防災措置（部分施工の範囲、機能回復方法等）が記載された施工計画等について協議がされ提出されているもの。

2 仮締切堤設置基準（案）（平成二十六年十二月十一日付 国水治第九十二号治水課長通知）による工種

3 堤防切土施工・管理の留意点について（通知）（平成二十二年六月三十日付 治水課企画専門官事務連絡）による工種

直轄河川における出水期間中の工事施工については、関係基準等に基づき、流出特性や河道の状況等を踏まえ各河川において運用してきたところであるが、降雨観測や気象予報技術の進展等を踏まえ、一層適切に工期の確保が図られるよう、統一的に出水期間中においても施工を可能とする工種等について整理したので、平成二十九年度から適用するものとして通知したところである。今回部分施工等に関する条件を付することにより出水期間中においても施工を可能とする工種等について拡大したので平成三十年度から適用するものとして通知する。

下記以外の工種については、各河川の流出特性や河道の状況等を踏まえ、治水上の安全が確保されるよう、個別に判断するものとする。

なお、「直轄河川における出水期間中の工事施工の取扱いについて」（平成二十九年三月二十二日付け 治水課技術調整官事務連

直轄河川における出水期施工中の工事施工の取り扱いについて

平成三十一年三月二十七日 事務連絡
北海道開発局地域事業管理官 北海道開発局河川
技術対策官、各地方整備局地域河川課長、各地方
整備局河川工事課長あて 治水課技術調整官

標記については、「直轄河川における出水期間中の工事施工の取り扱いについて」（平成三十年四月二日付 治水課技術調整官事務連絡）により通知しているところであるが、別紙－1について、下記項目を追加したので通知する。

なお、本件については貴局管内都道府県、政令指定都市に情報提供をお願いします。

記

(別紙1)

作業員 仮詰物・資機材等の遮避及び濁出防止による通常の防災措置を講じることにより、治水上の安全が確保される工種等
(出水期間中においても施工を可能とする工種等)

河道掘削・浚渫工	準備・後片付け	工種等
河道の状況や河川特性を十分に留意する	(直接工事費で計上するもの以外を対象) 既設堤防の治水上の安全を下げないよう 留意すること	出水期施工に伴う留意事項

直轄河川における出水期間中の工事施工の取扱いについて

仮設工	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
-----	--------------------------

遮水対策（矢板）	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
----------	--------------------------

耐震対策（矢板）	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
----------	--------------------------

地盤改良工	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
-------	--------------------------

工	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
---	--------------------------

矢板護岸工	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
-------	--------------------------

築堤盛土（嵩上げ）	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
-----------	--------------------------

工	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
---	--------------------------

受注者から防災措置（部分施工の範囲、機能回復方法等）が記載された施工計画等について協議がされ提出されているもの	既設堤防の治水上の安全を下げないよう留意すること
---	--------------------------

(昭和五十四年四月十日 事務連絡
各地方建設局、北海道開発局、河川工事課長あて 建設省
河川局治水課建設専門官)

三四 護岸用鋼矢板選定について

標記について、河川工事課長会議において別紙のとおり申し合せしたので、昭和五十四年度から適用するものとして送付する。

護岸用鋼矢板選定についての申し合せ事項

I 応力計算をしないで使用する鋼矢板については次の通りとする。

1 感潮区間についてはII型の標準型以上とする。
2 感潮区間以外の区間については次のいずれかに該当する場合はII型の標準型以上とし、それ以外についてはII型の改良型以上とする。

河床の洗堀のおそれのある箇所であるとき。

(1) 貫入抵抗が比較的大きい土質の箇所であるとき。

(2) 矢板長が比較的に長いものを使用するとき。

(3) (4) 腐蝕が一般のところより大きいと予想されるとき。

(5) その他特に治水上重要と判断される箇所であるとき。

3 II型の改良型を使用する場合には市場性を十分調査検討のうえ、その使用型を選定すること。

II 応力計算をして、使用する矢板については計算値により使用する型を決めるものとするが、この場合でもIの区分について十分考慮のうえ、その使用型を選定すること。

III 鋼矢板の腐蝕代は表合せて $2\text{ m} / \text{m}$ を考慮するものとする。
尚、特に腐蝕が著しいと判断される場合には現地に適合した腐蝕代を見込むことができるものとする。